

すところの、いわゆる機械開墾地区に入植いたしました。御承知の通り機械開墾事業地区の開拓者に対し貸し付けます資金の範囲、償還条件等を定めた点であります。時日の間に開墾が完了いたしますので、その當農もまたこれに伴い速度を合わせて参らなければならぬわけであります。従つて機械開墾地区に入植いたします開拓者は一般の開拓者に比べ開墾農を通じて当初から相当多額の資金を必要といたしますし、また從来と異なった新しい種類の資金も必要となる次第であります。そこで政府といたしましては、機械開墾地区的特殊性から、この地区的入植者に対する新たな開墾作業に必要な資金並びに飲料水供給施設、その他政令で定める施設を設置するのに必要な資金を貸し付けることができるよういたしたい所存であります。しかし、これら資金の償還条件は、開墾、當農を通じて基礎的な資金については従来の一般入植者に対する當農資金についての条件と同様年三分六厘五毛、据え置き五年、償還期間二十カ年とし、そのほかの資金については年五分、据え置き五年、償還期間二十五カ年といたし、いずれも据え置き期間中は無利子といつたのであります。

もう少し償還条件を緩和する必要があるかもしれません。
最後に改正の第三点といったしましては、昭和二十八、二十九年の両年にわたりまして、凍霜害、風水害等でかなりの被害をこうむった開拓者が相当あります。これらの者もまたこのまま放置いたしますと、受けた痛手のために、ついにはせっかく今まで築き上げてきた成果がくずれ、生産の縮小を余儀なくされるものもあるからと思われます。よつて政府といたしましては、これら連年被害を受けた開拓者に対し、農機具、畜舎、サイロ、堆肥貯蔵等生産の基盤となる設備を整えるに必要な資金を貸し付けることによって窮状を開拓者に打開し、営農の基盤を確立させて經營の安定をはかるうと考え、新たに五分五厘で三年据え置き、十二年償還の資金を設けたいと存ずるものであります。
以上が、この法案の趣旨と内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。
○委員長(棚橋小虎君) 本法律案の審査は日をあらためて行うことにしていただきます。

○政府委員(大石武一君) ただいま提案になりました農林漁業金融公庫法の

農林水産省は、その設立以来
一部を改正する法律案の提案理由を御
説明申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その前身である農林漁業資金融通特別会計時代をも通算いたしますと、すでに五年間にわたり農林漁業者とそ

の組織する農林水産業団体、土地改良区等に対し、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な資金を、長期、か

つ、低利で、融通して参りましたことは、各位のよく御承知の通りであります。この間に同公庫が貸し付けました

資金の総額は、千百六十六億円に上つており、昭和三十年度末現在の融資残高は、九百五十億円以上に達する見込

みであります。また同公庫は、昭和三十
年度から新たに自作農維持創設資金
の貸付をも始めておりますが、すでに

当初計画額のうち相当額の貸付を完了いたしております。

年度に引き続き、食糧増産等重要農林漁業施策に呼応して、土地改良事業、漁船の建造等に要する農林漁業の生産

施設資金の融通を行なはなか
新たに農山漁村建設総合施設等に要する資金の
融通を行うことといたしております。

三十一年度における公債の額は、全体として二百九十九億円であります。して、前年度に比較いたしますと、三十一億円の増加になつております。この

二百九十億円の貸付を行うための原資は、産業投資特別会計からの出資金十億円、回収金八十億円、資金運用部か

らの借入金百四十五億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計からの借入金五十五億円となつております。従いま

億円の出資をするため、農林漁業金融公庫法の一部を改正する必要があります。そこで、この法律案を提出いたしました次のとおりです。
規定の第四条中政府からの出資金が四百六十六億七百万円となつておりますのを、十億円増額して四百七十六億七百万円に改めるものであります。
右のような資金構成によりますと、公庫の資金調達原価は、二十九年度末に比べ、やや高くなつておりますが、公庫の経費を節約するほか需賀債引当金の積立率を調整して貸付金利の引き上げ等は行わないこととしておき次第であります。
以上がこの法律案の提案理由であります。何ぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。
○委員長(柳橋小虎君) 本法律案の審査は後日に譲ります。

かり、もつて畜産の振興に寄与する」とを目的として、昭和二十八年三月より施行せられた法律でありまして、その運用につきましては、制定の当初は財政上の制約もございまして、遺憾ながらその機能を十分に發揮し得なかつた事例もございましたが、本年度は政府の輸入飼料の売買差損を食糧管理別会計中に織り込むこといたしました。ため、輸入ふすまをはじめ相当量の輸入飼料の買い入れ及び保管を行つうことができ、また一方には昨年秋の大豊作の影響も加わりまして、最近の飼料事情は比較的安定した状況を示し、おむね本法所期の効果を上げ得たと存する次第でござります。

を知らない。電源開発計画を変更する意思がありますか。

○説明員(吉村次郎君) 土地改良区の計画と申しますか、それは一十九年度から始めたのでありますて、糠平の電源は二十七年度に着工いたしましたので、そのずっとあと土地改良区の計画がいまだに続いておりまして、どれだけの水量が下に要るものであるか、それが明確でありませんので、また計画書もかたまつておりませんので、そちらの方の計画を進めて、それと電気の方との関連において調整する、こういふふうに考へておられます。

○重政庸徳君 まあすぐ変更するとともに放流施設は今どういうふうになつておられるのですか。これは私は知らぬもんであります。

○説明員(吉村次郎君) それはむしろ電源の方からがいいかと思ひますが、私が承知している範囲を申し上げます。元小屋の逆調整池のダムは、本年度の灌漑期までに完成をしていただくなつて、現在あります水田に支障を来たさないよう、上水を取ります施設をそれに織り込んでやつていただきよくなつております。そして、下流の既存水田の貯水量に支障を来たさない、そういうふうに放流するように考へております。

○重政庸徳君 そうすると、大体この農業水利の既得権の八トン、十六トンが、今言う区間水量から得られないと

いうことは、大体常識で委員の方々も今までの何でおわかりだらうと思うの

ですが、そうすると、それがわかるから始めたのでありますて、糠平の電源は二十七年度に着工いたしましたので、そのずっとあと土地改良区の計画を停止するということになる。常識的に考へれば一方的に既成事実をどん

どん積み上げてきておる。下流の水利権はほつたらかすということになる。常識的な点はどうお考へになります、常識的に考へて。

○説明員(吉村次郎君) 水量の確定がまだしておらないのでありますけれども、この元小屋の逆調整池が下流に流水を得る水量といふものは、現在の既得権を侵さない意味において流し得るとあります。

○重政庸徳君 ところが、上流では八トン及び十六トンの既得権を侵すよ

うならない。その点どうお考へになりますか、常識で。あなたの方は下流にこれだけの区間水量があるものとして上

流ではそれだけの水量をもう認可してしまつておる。それがまだわからぬとかいふが、常識的に流域から考へればもうない。そういうことになると、前

に認可した水量が間違いだと、だからこれが解決するまで前の認可の分を取り消して、八トン、十六トンは依然と

して流して、そうして初めて解決せねばいかぬのです。その点どうお考へになります。

○説明員(浅村謙君) 建設省はこの水利使用権の許可をいたします場合に、北海道知事からの裏譲を受けまして認可をいたすという立場にある役所であります。そこで、この糠平の関係の水

利使用権の許可に際しましては、先ほど北海道開発局の方からお話をございましたように、下流の十勝の土地改

良区の灌漑のために必要な水の流量とまだ御承知かと存じますが、関係いなしまするところの五つの省が集まりまして、北海道開発局を中心といたしまして、農林省、経済審議庁、通産省、それから私の方の建設省、それに北海道開発局が中心になられまして、この五つの省で覚書を取りかわしてお

ります。それによりまして……。

○説明員(浅村謙君) たしかに問題であります。それによりますが、この点はさように考へていいですか。

○重政庸徳君 たしかに問題であります。それで必要な灌漑用水については調査の結果を待つてすみやかに決定する

ということにいたしました上で、水利使用権の許可をいたしておりますので、五省の集まりの打ち合せによりまして、その結果がはつきりいたしまして、そ

していかように調整するかということ

がきりますれば、私の方の水利使用権の許可については必要な措置を直ちに講じたいと思っております。

○重政庸徳君 そういう三百代言みたよなことをおつしやられると解決しない。でこの問題に關しましては、昭和三十一年の一月十六日付で委員長から関係大臣あてに照会いたしたのであります。農林省は今の問題をどう考へても、必ずその既得権としてそれが残るということではないと考へてお

ります。そこで、この糠平の関係の水

で、問題の第一点は、十勝改良区が法律によつて当然に擁護されているのは別個のものである、こう考えております。しかしながら、一方におきまし

ます。二十九年の四月二十六日のいわゆる既得水利権の拡充、これを改良区は要求いたしておるのであります。係省庁の覚書、今おつしやつたその覚書及び三十年十二月十二日の協議によつて、後に計画されてる土地改良事業に必要な灌漑用水、このことは別の問題で、既得権の水量とは別の問題であります。あるうと私は考へるのであります。この点はさように考へていいですか。

○説明員(浅村謙君) これは非常にむずかしい問題であります。私どももいろいろ研究をいたしておりますが、

○説明員(浅村謙君) これは非常にむずかしい問題であります。私どもも

いろいろ研究をいたしておりますが、水利権と申しますのは、やはりこの

実際の実情に合つたものを認定いたし、実情をよく調べまして、その上で認可いたすものであります。水利権と申しますのは、やはりこの

権であります。水利権をもつて、それが既得権であります。それで、極端な言い方を申すと、大へん失礼であります。もちろんすでに許可を受けたのであります。もちろん十分に調査の上でなければ、軽率なことは申し上げられませ

んけれども、実情が許可當時と變つて、その実態は十分に調査の上でなければ、軽率なことは申し上げられませ

ります。

○説明員(浅村謙君) 建設省のお答えは、きわめて遺憾に思ひのですが、そういう例はありますか。既得の権利を持つておるもの、上に電気のダムを作つて、その既得権をもう一ぺん調査をして、そ

う考えております。建設省のお答えは、きわめて遺憾に思ひのですが、そういう例はありますか。既得の権利を持つておるもの、上に電気のダムを作つて、その既得権をもう一ぺん調査をして、そ

うしてよく吟味する。これも非常に長い間を要して人の権利を侵害しておる。これは僕はきわめて奇怪に思ひます。それで、その既得権をもう一ぺん調査をして、そ

うしてよく吟味する。これはすみやかに一つ、すでに先年の六月に各省とも誠意をもつて善処する、それから開発庁は、積極的に各省間の連絡をとつてこれを解決するということをここで誓つておる。それなのに、今に

至るまでそれが解決しない。そして今の場合には、もうすでに今年度の植付期になつて、いわゆる応急的施設をせねばならぬという状況になつておる。

これはすみやかに一つ、各省が水利

権の問題を協議せられて解決していただきたいたいと思います。これは幾ら答弁せられても、やはり基本的な北海道庁のミスなんです。北海道庁からお見えになつておれば——私そら断定するのですが、そら断定してもよろしいかどうか。

○参考人(田中彦敏君)　ただいま開発府からも説明がありました通り、開発府の調査に基きまして、区間流量が一応あるといふようなことで、再調査をして許可をいたせばよかつたのであります。その点非常に遺憾に感じておりますが、そういう基礎で許可をいたしましたが、それによつて農業も電気も立つていくような方策を早く講じていただきたい、こういうふうに感じておる次第でござります。

○重政庸徳君　私は、北海道知事は、やはりこのミスを率直に認めて、河川法の第二十条、あるいは昭和二十九年四月三十日の水利使用許可命令第六条、その他適切な方法によつて、すみやかに十勝土地改良区の既得水利権を確立するような措置を実施されるべきだと思うのですが、どうですか。

○参考人(田中彦敏君)　その点につきまして、北海道独自でこの仕事をやれと申されましても、御存じの通りの地方財政でできませんで、結局この件については先ほどもちょっとお話しがあつたようにも考へます。支流の切りかえその他いろいろな方法を電源会社の方へお願いするよう五省間でいろいろ折衝していくだけ、こういうふうに考へます。

○重政庸徳君

これは北海道庁はそぞう

な状態にあるということを申し上げた

いとります。

○重政庸徳君

この問題は、もう灌漑

か。

いうミスを犯して、そらしてどんどん認めをしていて、道民のいわゆる既得権を侵害している。だからこれは早く、少くともこの問題は今月中にでもこの水利権の問題を北海道庁が確立する必要がある、北海道庁が。

○参考人(田中彦敏君)　これは一応水源会社も、足りないのは放流し、あるいは水温の低下についても処置するよ

うないろいろ設置がされておりまして、その反面、また区間流量の不足をどういうふうにして補うかということを研究中であります。北海道には支障がないと、北海道はそぞういふうに考えております。

○重政庸徳君

北海道を中心にし

て、各省一つ協力してこの問題をお願いいたします。

○説明員(戸嶋芳雄君)

農林省の方で

調査いたします。土地改良計画は、大体において二月中には十分各省に提示で

きます。

○重政庸徳君

北海道を

か。

○説明員(戸嶋芳雄君)

農林省の方で

調査いたします。土地改良計画は、大体において二月中には十分各省に提示で

きます。

○重政庸徳君

北海道を

か。</p

す。したがって、御専門である北海道厅があらは開発庁か、農林省の方の御意見も承わりまして、できるだけのことはいたさなければならぬと思っておりましたが、実はそういうことに対する、いろいろよろしく施設にしたらどうだ、このくらい温度が下つてこうだといふような資料をまだ持つておりませんので、これは資料が整いますれば、もちろん一日も早く適当な対策を講じたいと考えております。

○重政庸徳君 今電源開発会社の御答弁があつたのですが、各省も今度こそ間に合うように御協力ををしていただきたいと思うのです。

なお、今電源開発の方の御答弁で、下流の土地改良区の責任者と協定を結んで、これからすぐ進んでいくということにつきまして、どうお考えになりますか、御答弁がなかつたようですが。

○参考人(藤井黒治君) もちろん今直ちにでも私の方は御相談をする用意がござりまするけれども、事実の問題で、幾ら一体水温が下るのか、それに對してどういう適切な方法を講じたらいいのか、これも御承知のことと、これは蛇足でございまするけれども、電源開発でたえられることとたえられなすこととございますが、これはまあ関係局の方もあまり非常識な無理はおつしゃらないだらうと思ひまするが、これが妥当なものであれば、私どもはすぐにも御相談に応じてその方法を講ずる用意を持っております。

○重政庸徳君 では、各省厅及び北海道厅、電源開発会社の御意向、本日の御答弁を期待いたしまして、本日はこの程度にいたしたいと思ひます。

○溝口三郎君　関連して。ただいま電源開発の方から御答弁がございました。はなはだ心もとない御答弁をいたしましたので、私この機会にお意のないように申し上げておきたいと思いますが、確かに、糠平ダムが完成して、堤防の高さ七十四メートルと書いてあります。が、取水塔の水頭は何メートルのところに置いてあって、灌漑期間に何トンの水を出すとか、そして今までも実際に置いてありますから、およそ垂直水深に対する水温も観測してあると思う。ただいまの御説明では何度になつて、わかるわからないし、適当な施設を下流の元小屋の調整池で上層の水をとるような施設をしているから、そろ大抵の影響はないだろうというようなお話をございましたが、北海道土木部長と田代市長が、私は現状を知りませんからかりませんが、先ほど三十メートル以下から出水をしておるといふようなど話を聞きました。表面水が夏おそらく北海道において二十二、三度だらうと思ふが、三十メートルも下の水温は一二、三度になつてゐると思うのです。二、三度ではもうこれは稻は生育できない温度でございますが、下流の調整池と逆調整までの距離もわかりませんが、逆調整が何時頃くらいの水量を涵まない調整するか、それによつて水温がまた

障害を大規模に起すようなことに私はなるおそれがあると思う。電源会社が許可されているから、適当な収支計算が合う程度までなら補償の工事はするが、そうでなければそのままやらせをうな説明をされておつたが、これは下流の者としては重大な問題であり、何か具体的に今まで御相談があつたのはどの程度までなつておるか、御説明をお願いいたしたい。

○参考人（藤井泰治君） 利用水深は三十七、八メートルぐらいでござりますが、もちろんこれは水温がどれくらい低下するかということは、満水いたしましたのが十二月でございまして、もう歳冬期に北海道は入っておりますので、これは今調べ得べくないのでありますから、この点は今回は御答弁でききないのであります。

なお元小屋の一休調整時間はどうか、こういうお尋ねでござりますが、大体あすこの逆調整池をめどに分水するところが主たる目的のダムでござりますので、電気的に見まして、これは約六時間ということになつております。

かような次第で、今いたしましては、満水後にこの問題が起つたものでありますから、樺平の方に特別な措置をしようといつても、今からはちょっと事実上できないのでございまして、私どもとしては先ほども申しましたように、下流の方面の元小屋の方面で起きるだけの応急措置を構じて、そりして本年の灌漑に差しつかえがないような方法を講ずる、それで本年のまた残

○鴻口三郎君　今の御説明で、昨年秋竣工した、そして水を取る水頭は十七、八メートルだから、はかつておける水温は夏おそらく十三、四度。これは常識でわかつておる。はかつてみなくともわかる。そうして下流の元小屋の調整池は、調整時間は六時間といいます、が、おそらく十二、三度以下つたのは六時間の調整では一度程度よりか水温は上昇しないと私は思つております。その逆調整から下流の間に水田がどのくらいあるかわかりませぬが、そこにはかかるにかかるにからなくて大体常識でわかつておる。少しは金はかかるに青立ちになつてしまふ。これは上がっておきたいのですが、六時間の調整池はもつと一昼夜ぐらいの調整池にしてないと回復しないと思う。それをめどに各省で御協議になつていただきたい。これでは幾ら協議されてもこれは冷たい水の障害を受けることは確実であります。はかつてみなければわからぬといふことだが、はからなくて冷たい水害が起つて問題になる。そんなことは常識でもわかつておる。だからそれをお進めになつていただきたい。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を中止して。

本件は当委員会に再度にわたって採択された問題であり、政府当局及び関係機関においても遺憾の意を表せられておる問題でありますから、関係当局は本日の委員会のいきさつにかんがみて、すみやかに遺漏のない措置をとらねんことを望みます。

○委員長(棚橋小虎君) 重ねて公有林野官行造林法の一部を改正する法律案の議題にいたします。

先刻農林政務次官から提案理由の説明を聞いたのであります。なおこの際政府委員から本法律案審査の前提となる公有林及び私有林を通じて、わが国公有林の現況並びに民有林に対する政府の方針、計画及び対策、本法律案に対する予算措置、その他本法律案の内容等について補足的な説明を頼むことにいたします。

○政府委員(石谷憲男君) それでは先ほど提案理由の説明を申し上げたのであります。この説明に対しまして、一二補足をいたしまして、改正法案の趣旨及び内容を一そく明らかにいたします。第一は、官行造林事業の方法についてであります。本事業は提案理由の中にも簡単に説明のありましたように、國が相手方の希望によりまして契

行 事 次 事 件 記 錄 東 京 の 次 事 件 記 錄

約を締結し、國の経費をもちまして公
共団体の所有する林野に造林を行い、
その収益を分取するのであります。そ
れは植栽から補植、保育、管理、保
護、そいつた成林に至るまでの一切
の育林事業をその責任において行うの
であります。そして契約期間中はこれ
に必要な地上権を持ち、造林いたしま
した樹木は國と相手方との共有といた
しております。相手方はこの共有の持
ち分と、これはすなわち収益分取の割
合と同じであります。収益分取權
を持ちますほかに、付隨的に造林地の
保護の一部を行ふ義務と、落ち枝ある
いは落ち葉等の簡易なる林産物を採取
する権利を持つておるわけでございま
す。収益分取の割合は國が五分、相手方
が五分を標準といたしまして、各造林
地について相手方の出資分としての地
代と、國の出資分としての造林費とを
參照して定める、こういうことにいた
しております。

第二に、この事業の特徴について申
し上げますと、おおむね次のように
なっております。國が營林局署の組織
と技術能力を負負いたしまして、その
負担において責任を持つて造林地の管
理、經營を行ひのであります。かなら
ずして、造林を政策的に推進する方法とい
たしましては、最も適切確実な方法で
あるかと考えるのであります。そし
て相手方は土地を提供し、その管理、
經營に協力するだけで、そのほかに何
を取得することもなく、伐期には収益の半分を取得することができます。
さらには簡易な林産物をも
ついての知識、経験に乏しく、かつ
資金に事欠くといったようなものであ
ります。今回の改正案における

りましても、この方法によりますれば、林業による収益を期待することが
できるのであります。そして國もまた
その収益を期待しながら森林資源の培
養並びに国土保全の目的を達すること
ができると、かよくなふらに申し上げ
ます。現在の造林政策の中核となります
のは、申し上げるまでもなく、所
有者がみずから造林する場合におきま
して、國がその植栽費の一部を補助す
る方式であります。國はこの方法によ
りまして、民有林における林業經營の
自然的条件、あるいは所有者の主体的
な条件によりましては、むしろ國が管
理、經營する方が好ましいものもあり
ますし、さらには補助金を交付する
だけではなかなか造林が進まないよう
な場合もあるのであります。かかる
土地やあるいは所有者に対しまして行
います造林の方式といたしましては、
官行造林事業が最も適当であると考え
られるのであります。従いまして、補
助金の交付によって自力造林の期待で
きます所はあくまでもこの方式に

第四は、部落有林への官行造林を行
うことについてであります。が、法案
の第一条第二号の「旧来ノ慣行ニ依リ
共同利用ニ供スル森林又ハ原野」とい
うのがいわゆる部落有林であります。
部落有林は沿革的に申し上げます
と、旧藩時代のいわゆる村持ち山であ
ります。これは當時法律上の所有形
態にあり、また利用の形態といたしま
しては、個人の占有の事実がなく、す
べて部落単位で利用し収益していたも
のが、その後の官民有区分や、市制町
村制の施行、民法による私的所有権の
確立、部落有財産の整理統一政策と
して差しつかえないかと思うのであります
が、これにつきましては、公有林野を
中心といたしまする官行造林におきま
しては、決してそのような心配はない
と、私どもはかねて考へるのであります
が、これにつきましては、公有林野を
中心といたしまして、所有者に於ける
本を國と相手方の共有とし、林地の管
理、經營の一部はともに協力してこれ
を行い、その結果の収益はこれを分ち
合い、損失はともに負担し合う、いわ
ば一種の共同經營的な要素を持つてお
るものであります。ことに公有林野
の場合におきましては、所有者はすな
わち地元民でありますからして、官
行造林地を自分たちの山として、國に
協力しながらこれを育成して参ります
ので、その結果は森林經營に対する
熱意と知識が深められ、民有林業に對
する普及的な効果はすごぶる大きいも
のがあると、かよくな確信をいたしました
のであります。

第五は、部落有林への官行造林を行
うことについてであります。が、法案
の第一条第二号の「旧来ノ慣行ニ依リ
共同利用ニ供スル森林又ハ原野」とい
うのがいわゆる部落有林であります。
部落有林は沿革的に申し上げます
と、旧藩時代のいわゆる村持ち山であ
ります。これは當時法律上の所有形
態にあり、また利用の形態といたしま
しては、個人の占有の事実がなく、す
べて部落単位で利用し収益していたも
のが、その後の官民有区分や、市制町
村制の施行、民法による私的所有権の
確立、部落有財産の整理統一政策と
して差しつかえないかと思うのであります
が、これにつきましては、公有林野を
中心といたしまして、所有者に於ける
本を國と相手方の共有とし、林地の管
理、經營の一部はともに協力してこれ
を行い、その結果の収益はこれを分ち
合い、損失はともに負担し合う、いわ
ば一種の共同經營的な要素を持つてお
るものであります。ことに公有林野
の場合におきましては、所有者はすな
わち地元民でありますからして、官
行造林地を自分たちの山として、國に
協力しながらこれを育成して参ります
ので、その結果は森林經營に対する
熱意と知識が深められ、民有林業に對
する普及的な効果はすごぶる大きいも
のがあると、かよくな確信をいたしました
のであります。

第六は、部落有林への官行造林を行
うことについてであります。が、法案
の第一条第二号の「旧来ノ慣行ニ依リ
共同利用ニ供スル森林又ハ原野」とい
うのがいわゆる部落有林であります。
部落有林は沿革的に申し上げます
と、旧藩時代のいわゆる村持ち山であ
ります。これは當時法律上の所有形
態にあり、また利用の形態といたしま
しては、個人の占有の事実がなく、す
べて部落単位で利用し収益していたも
のが、その後の官民有区分や、市制町
村制の施行、民法による私的所有権の
確立、部落有財産の整理統一政策と
して差しつかえないかと思うのであります
が、これにつきましては、公有林野を
中心といたしまして、所有者に於ける
本を國と相手方の共有とし、林地の管
理、經營の一部はともに協力してこれ
を行い、その結果の収益はこれを分ち
合い、損失はともに負担し合う、いわ
ば一種の共同經營的な要素を持つてお
るものであります。ことに公有林野
の場合におきましては、所有者はすな
わち地元民でありますからして、官
行造林地を自分たちの山として、國に
協力しながらこれを育成して参ります
ので、その結果は森林經營に対する
熱意と知識が深められ、民有林業に對
する普及的な効果はすごぶる大きいも
のがあると、かよくな確信をいたしました
のであります。

森林法の大改正が行われ、民有林における定期的な施業案制度が創設されたのであります。この制度によりまして、民有林の営林監督は一そく強化せられ、五十町歩以上の森林所有者は單独に、それ以下のものはそれらを構成員とする森林組合に組織され、これらに対し施業案編成の義務が課されたのでありましたが、戦争の発展に伴いまして、昭和十八年にはついに不急事業としてこれを中止するのやむなきに至つたのであります。

完全にこれを植え終る状態にまで立ち至つたのであります。昭和二十六年の森林法改正は、戦後の社会経済的諸条件と一般国民思潮を背景といたしまして、森林資源の保続培養と国民経済の発展に資するための基本的な森林政策を目的として行わたるものでありますし、これによりまして、昭和十四年改正法にも定められた施業案制度によります民有林經營の事前監督的な行き方を廃しまして、国の責任のもとに編成する森林計画の制度を始めて、保安林

しか有せず、森林組合の経済力の強化による活動力の培養につきましては、今後なお多大な努力を要請されている現状であります。

一部に対しまして重点的に造林をとり進めて参りたい所存でござります。しかし、いかに人工造林地の拡大に努力いたすといたしましても、その効果は少くとも四十年ないし五十年の間にしか期待されないのでありますから、当面の木材需給を確保し、あわせ付けて伐り過ぎによる国土の荒廃を防いで参りますのには、林道網の急速な整備をはかることがいかに必要であります。このために昭和二十六年度に林道十力年計画を定めまして、十二万

万町歩とすることを目標として指定を急いでおります。
なおこの際、林野庁において計画した治山関係の諸事業について申し上げますと、荒廃林地は二十九年度末現在で二十三万余町歩、この他に九万八千町歩の荒廃移行林が存しているのであります。三十五年度までにこのうち特に重要なもののから崩壊地一万町歩、はげ山二万一千町歩、地すべり地一万一千町歩の復旧と、九万七千町歩の荒廃防止事業の実行を計画いたし、

以上のような経過で終戦を迎えた以後の民有林関係の施策は、狹められた国内森林資源にのみ依存して、戦災復旧、産業用等国民経済の維持発展に不可欠な木材を供給するとともに、国土の荒廃を防止し、さらにはこの状態からすみやかに脱却いたしました。森林復興への道を歩み出しますために必要な造林、治山及び林道の諸事業を強力に進め、森林經營の合理化をはかりまして、森林所有者の経済力を養うということに置かれたのは当然であります。すなわち法制の面について申し上げますならば、造林臨時措置法、保安林整備臨時措置法の制定及び森林法の改正がそのおもなものであります。昭和二十五年に施行いたしました造林臨時措置法は、戦中戦後にかけまして累積いたしました要造林地の早期解消を目指といたしまして、治山治水に重要な要造林地に対し知事が特に指定して森林所有者等に造林をさせることを定めたものであります。これらのことによりまして、昭和二十三年度末には百十六万町歩にも達しております。また戦時中以来放置されていたいわゆる要造林地も、本三十一年度中には

と一定年令以上の一般民有林の伐採を許可制いたしましたして、これとかたがた造林の義務づけをするといったような措置を取り行いますると同時に、従来強制品加入方式をとっておりました森林組合を、加入脱退の自由な協同組合組織に改組いたしたのであります。これにより全国を二千九十六の森林区という単位に区画いたしまして、これらにおのおの一名の林業經營指導員を設置して民有林經營の指導、監督に当らせていたのであります。が、来年度以降におきましては、あとに述べますように林業技術普及員とあわせまして、林業技術の普及、經營の発展指導にも当らせる方針をとつておるのであります。森林組合の改組は当初若干の懸念が持たれたのであります。が、五千八百余の組合が改組されて現在五千三百八十四の組合と、全国連合会一、都道府県連合会四十六が設立され、組合員は百七十万人にも達しておる状況であります。しかしながら農業協同組合の例にも見られますように、農林漁業組合再建整備法の適用を受けております組合が六百十五組合にも達しておる現状でありますとして、一組合平均二十万円弱の資本

二十九年度には五万三千町歩を買入れております。
以上法律の概要を説明いたしたのであります
が、次に現在実施しております
するおもな民有林施策を簡単に御説明
いたします。
まず、林業施策の基本であります森
林資源の増殖策について申し上げます
と、森林生産の保続とその生産力の増
大を確保するために極力造林の推進を
はかつて参りました結果、二十五年ご
ろから毎年の造林面積がほぼ三十五万
町歩以上にも達しまして、伐採面積を
上回るようになり、先にも申し述べま
した通り、一時百万町歩をこえており
ましたいわゆる戦争中以来の造林未済
地も三十一年度末でようやく解消する
見通しを得たような次第であります。
なお土地生产力の高度利用を促進し
て、今後さらに増大する木材需要に対
応いたしますために、経済自立五カ年
計画の策定を機会に集約的な人工林を
増加いたしまして、六百万町歩にいた
すべく、天然喬木、薪炭林、原野等の

ギロの林道開設を進めて参ったのでありますけれども、二十九年度まで四カ年で年々の実績を見ますると、一萬一千キロに過ぎず、十カ年計画の一年分にも及ばぬ結果しか得られておらないのであります。もとよりこれらの開発資金の多くは財政に依存することは不可能事でありますので、限りある資金を極力投資効果の大きいものから重点的に使用して、この不足を補うべく努力いたしております。

次に山林関係公共事業費の半ばを占める治山事業について申し上げますと、申すまでもなく、直接の被害ばかりでなく、国民経済に与える莫大な損失を通じて、直接間接に国民生活の安定を脅威している荒廃林地の存在は、極力早期に解消させるべきものであります。何分にも多額の経費を要する事業でありますため、先ほどの保安林整備臨時措置法の施行とともに主要な流域ごとに保安林整備、電源開発、あるいは河川事業等の進行状況に均衡した治山事業の重点実施の計画を策定して実施して参っているのであります。このうち保安林については、約二百四十万町歩の現有保安林をおおむね四百

その他重要河川の上流水源地帯にある無立木地や散生地十八万町歩に対する水源林造成とともに、防風林や防潮林等六万七千町歩の防災林の造成をあわせて推進すべく努力いたしております。

ここで戦後の民有林行政に新しく登場した林業技術普及事業について申上げます。この事業は、昭和二十四年から始められたもので、農山村の自然的並びに社会経済的な各分野にわたる諸条件を検討しつつ、林業經營の合理化を進めることにより、森林所有者の私経済の向上を促すことを目的として行うものでありまして、森林計画に対する公的制約と相まって、民有林經營に対する行政施策がようやく整って参るものと考えるのであります。このために府県に設置していた千百六十名の林業技術普及員に、さらに来年度から対する技術援助の効果をますます高めるよう努力いたしたいと考えておる所であります。

以上御説明いたしました各種の施策をとり行います林業関係予算の中では公事業費が最も大きな比重を持つておる

卷之三十一

しかがせず、森林組合の経済力の強化による活動力の培養につきましては、今後なお多大な努力を要請されている現状であります。

一部に対しまして重点的に造林をとり進めて参りたい所存でございます。しかし、いかに人工造林地の拡大に努力いたしましたとしても、その効果を

万町歩とすることを目標として指定を
急いでおります。

卷之三

りまして、この額は年によく多少の変動がありますが、ここ数年は年額百億円前後となつております。

林業金融について申し上げますと、
わが国の林業は国民経済上重要な地位
を占めているにもかかわりませず、収
益性が低く、自己資本の蓄積も少い等
のために一般金融の対象にはなりがた
いとされておりましたが、昭和二十六
年農林漁業金融公庫の設置によつて、
最も金融ベースに乗りにくかつた林業
にもようやく融資の糸口が開け、二十
六年度以降百七十六億円余の資金貸し
出しが行われております。

以上民有木立の概要と二点、つ

一 目有林行政の現状をさぐり、かいつまんで御説明いたしましたが、地方財政の窮乏を反映して、補助金交付による民有林施策の推進には決して問題が少くない現状にあります折柄、予算執行に当つては一段とこれが重点的かつ効率的な運用に努めるとともに、林野行政の各分野にわたつて国有林、民有林の協調体制をさらに強化して、名実ともにわが国林業の新しい手として、これにふさわしい内容の民有林を育て上げることを念願して努力をいたしたいと考える次第であります。今回公有林官行造林法の一部改正を御審議いただきますのも、かかる意味に發するものでありますことを申し上げまして、

○委員長(棚橋小虎君)以上説明を聞いたのであります。これから質疑に入ることにいたします。

○河合義一君 ちょっとお尋ねしたいのですが、官行造林は公有地を持つております。自治体が進んでやらぬ場合には、強制的にやるような方法がありますか。国有林を町村合併で相当払

い下げておるのでですが、それに木が立つております。そういうところには特に力を入れて官行造林をやる必要

○政府委員(石谷憲男君) 強制的にやる
があると思うのですが、強制的にやる
ことができるでしょうか。

○三浦辰雄君 お話しを承りたいと
あります。たゞ、公有林野も相当にあるわけで
あるわけでございまして、そのような
ものが資的に負担し得ないといふ
ことのために、造林したくてもし得な
いよろんな公有林野も実はある、こうい
うところをさしあたり対象にいたしま
して、大いに公有林野事業でおやりに
なることをすすめながら、契約でもつ
て行なつて参りたい、かように考えて
おります。

すと、まことにけつこうで、今日の造林を促進しなければならぬ際に大へんけつこうな法律と言わなければならぬわけですが、それにしましても疑問の点も幾つかありますので、この際お聞きしたいと思うんです。今度の法律を見ておりますると、結局從来何ですか、大正九年ごろから始めた第一

次のいわゆる官行造林計画といふものが本年あたりで終るので、第二次とめらべきものを新しく何といいます

か、出直すといいますか、その際に付隨した水源涵養林といふものを私有林にまで及ぼしたい、こういう趣旨であり、普通の従来の官行造林といふものをさらに部落林にまで拡張していく。従来市町村有でなければならなかつたやつを部落有の分野にまで拡大していく、で、あわせてさつき言つたように、水源涵養林といつたところを、これは私有林であつてもそれらの公有林とあわせてやつた方が便利だ、必要があると思ひるものはずれでござ

いこうと、いわゆる部落林といふものは、従来入会権があつて、入会権についても、二種類ある。一つは、いわゆる共有の性質を持つて、一つは、自動的にそれらの入会権というものが取得されて、そしてその場を離れば、その部落あるいは町村を離れば、自動的にその権利が消滅するといふ入会権、そういう形態のものは比較的に入会権云々を直接論じなくても、その所有者においてこの趣旨に賛成をなされれば、造林の対象になると思われるのですが、その点はどうなのですか。

○政府委員(石谷懸男君)　ただいまの御質問通りでござります。
○三浦展雄君　そうしてもう一つの入会権、いわゆる他の町村が所有権を持つていて、あるいはその部落の中で一、二の人がその原野ないしは山林を持つておる、しかし從来のいわゆる慣行からして、そこへ行つて利用権を

慣習上獲得しているという場合、この第一條のまあ読み方といいますか、機械的にこれを読んでいると、必

言つた種類の入会権の場合でも、当然満足も当らないわけではない。前にも述べたとおり、従来そこに利用権を持っておった者に対する処置——いうものについては、田畠に何らかの方法をもつて解決がつづくことがこれは前提であろうと思うのであります。しかしこの第二の種類の入会権の場合には、持つておる一人あるいは二人の原野または林野の所有者が、こゝでいつ機会に、ただ漫然と従来の慣習であるがゆえに勝手に利用されておつた場合によつては、この第一つ

制度ができたから、造林振興の線に沿つて一つ自分は手をあげてこの対象にしてもらおうと、こういうふうになつてくる場合は、これは相当複雑な形になるとと思うのです。もちろん前と黙つちやおるまいし、所有者は、しきこには、「所有者ヲ相手方トシ収益ヲ分取スルノ条件ヲ以テ」契約を締結することができるところである。この問題はなかなかめんどくな、いわゆる入会問題で、権のいわば対象と申しますか、法律上非常にむずかしいと言われている入会権そのものにすぱりと四つに組まなくちやならぬといったような問題にまでこれは立ち入らざるを得ないような問題

題が出てくると思うのです。これの適用については特段の考え方があると思うのですが、そういう点はどのように考えておられるか、この点を明らかにしたいと願うのです。

○政府委員(石谷嘉男君) もちろんこの官行造林の契約は所有者を対象にしで行わなければならぬわけであります

るからして、従いまして、地番の所有者と現在それを利用しておる者の間で十分な話し合いがつかない限りにお

ましては、当然この利用の対象にはならないということになると思います。それから今一、二の所有者といふ場合も、うに御質問があつたように思います。が、まあ部落有林の地番の所有の形態をいろいろ調べてみますと、実際には部落共同で利用しておる姿をとどめながら、実際的にその所有名義になつておるといつたような場合もちらりとあります。が、実質的に特字

個人としていたようなものにしては外れ
されてしまつておると、いう形態のもの
につきましては、やはりこの官行造営は
事業で事柄を進めていくといふことには
問題があろうかと思ひます。

○三浦辰雄君　いや個人——いわゆる一
応分割の性格を持つ共井林、これを
入会の例でいえば、私の言つた第一の
入会山なんですが、その場合分け
その所有者のことごとくが賛成をして
いつても、これは個人の所有の集合で
あるから、第三号に適用しなければ
あだ、こういう意味での取扱い対象に
せられておるのであるのですが、私は入会山と
いろいろなわたりやすい、しかし有名
なむずかしい問題を例に出して説明し
たから、そこが混同しているのじやな

いかと思うのです。すでに分割してしまつてあるのであれば、それはすでに入会山とは言わなくなっているのだから、その場合は第三号の該当がどうであるかといふことによって、この対象になるかならないかといふことになるのだと思うのです。私の聞いていたのは、あとのめんどうな、他町村の所へ

入会権を持っているとか、一、二の人々の所有の上に他の人たちが慣行によよこして利用権を持つていろいろな場合がありましたのですが、まあそれに対しても所有者と入会慣行の利用権者が田柵権的な妥結をしなければ、それは対象に事実はしないというお話をだつたら、それはわかるのです。で今の、あとでこれがつけ加えて御説明になつた分、この分は私は入会山という問題じやなくて、むしろ部落有という名前に事実になつてゐるけれども、それは從来慣行による第一種の入会山あるいは入会原野じやなくして、ただ漫然部落山になつてゐる。しかしその所有権といふものは、ある年に住んでいた何十名かの人々の名前が明らかに書いてある入会山といいますか、部落慣行の共有林だ、そういう場合になりますと、その場合はいわゆる入会原野、山林では實質はないのでありますから、そのかつての時代に持つっていた所有権者だけの山といふことになつてゐるのですが、それは一体どういうふうに扱いますか、いわゆる慣行による入会山といふ、その村に住むという条件さえ足りれば、自然利用権を獲得するし、その部落から出れば所有権は消滅するというのには、これは当然第一種の入会山、原野といふのでしょうから、それはわかりきつてゐる。これはそうじゃなくして、ある時代においてその何十人かの者が部落に住んでおった、その当時としては全部その者だけが持つておつて、そらしてあとから住居してきた者あるいは分家してふえた家族の者、そういう者は關係のない山といったようなものがある、それはどうですか。それは部落山ですか。

○政府委員(石谷憲男君) なかなかむずかしい場合の御質問のようあります。そこで一応いわゆるこの土地台帳の上の地番の所有の形が一体どういうふうに分れておるかということと、それからもう一つは、それらのいわゆる部落有林と言われておるものとの利用上の形が一体どういうふうに分れておるか、こういちごとに申上げましたように、いわゆる実態は、実質的な部落有林でありますながらも名前は市町村村有になつておる、すでに市町村官行造林事業の対象となつておるといふものもありますし、それから財産区有のものもあり、さらには区有と、それから特殊法人、まあ例示いたしましたと森林組合あるいは農業協同組合といったようなものの所有名義でありますところのものもあれば、あるいは単に任意組合の名義になつておるものもあり、さらに社寺有といったような氏子総代の名義になつておつて、実態的にはやはりそれの利用は多数の部落民でやつておる、こらいうような場合もありますし、明らかに権利者が全員名義を出しまして、いわゆる記名共有の山林といふ格好でましては部落民が共同して現に利用、受益しておるというものもあります。この中には便宜部落の代表者が部落持山でありますけれども、それにつきましては部落民が共同して現に利用、收

いう形のものもある、こういふうに非常に複雑な地番の所有形態があるようになります。それから現にこれを利用いたしておりますが、個人の占有といつたような事実は全然なくして、その林野に共同で入り会い、共同で収益を上げますというと、いわゆる総有的利用と申しますか、個人の占有と申しますてやっているような、いわば昔ながらの利用の形態といったようなものから、部落の直営利用、さらには割り山利用という段階まで入って参りますというと、いわゆる個人の持ち分が、部落有林の中における個人の持ち分といふものが漸次明確化していく形になつて参りましたし、最後の持ち分利用というような段階まで参りまするというと、いわゆるこの利用者と受益権者が完全に分離されてくる。こういったよだんな形で、この利用の形態の中にも非常に複雑な、しかも歴史的な発展段階に相応する形のものがあるようを考えられるわけでございまして、これらの形のものが先の所有の形態とからみ合いまして、さまざま複雑な部落有林の様相を呈している、こういう現状であるわけでございます。従いまして、私どもの考え方をいたしましては、あくまでもやはり所有者との間の契約でございますからして、そういう利用上の諸形態からくる問題を整理しながら、ただいま申し上げましたこの地番の所有者との間に契約を結んで参る、こういうことであらゆる場合に対処していく必要があるのじやないか、かように考えておるわけでござります。

的に所有権、持つて いる権利といふものとの関連からやつていくと、大変なことになつてくると思うのですが、しかし今回勇敢にもこの造林を促進する上から、部落でともかく持つていて普通通俗言ふ山にまで手をかけられたというふうに思つては、私も非常にこの点は賛成しているわけです。ただし実施においては願わくば今長官の説明されたよな、無理がなくてしかも目的を達するような立場をぜひとももらはないといふと、よけいなところに紛争ができる、かえつてその目的を円滑にしていくないといふ心配があるので、その点をひとまずお聞きしたわけなんです。

そこで私はその問題はそれで一応打ち切りまして、そのことをお願いしておいて、注文を申し上げておいて進みたいのですが、この水源涵養のための造林という問題は、これはなかなか大変な問題なんです。一部の人には聞くといふと、水源涵養といったって結局この法律を読みますと、改正第一条の一號、二号にいわゆる付帯して、あわせて造林をなす要あるものといふのは、何とかそこにわかり切つたような、非常にわかるような気分はするのですね。ところがおそらくこの新しい改正による官行造林も、その実施は從来通り五十町歩だとか、あるいは一団地三十町歩といったようなものが対象になつて、これが契約を結ばれることになると思ふのですが、そういうふうに考えますと、一応これに付帯して行うことがきわめて必要であるといふことが明瞭であるようにしていて、実は明瞭でなくなるというふうに思うのです。そこで私はどつちからお聞きしたらしいのか、從

来の民有林に対する造林の幾つかの町成法がある。現にそれは今いただいたい資料の七ページに「造林政策の現状」とあるわけなんですね。そこに従来いわれゆる一般造林の補助、瘠惡林地の改良、これはちよつと造林と種類も違いますねが、水源林造林、それから官行造林、従来の官行造林とあるわけです。水源林造林のところには国が三分の一、県が三分の一、計全額、こういうふうにしてその計画の基礎を読んでみまして、この水源林造林を必要とする区域というものの関係が明らかにされてない。私はこの一般民有林造林のうちどこの方法によるのが一般土地所有者からいって元來得なのか。それについてはおのずから行政庁であるあなたの方からいえば、それはたとえばその得な形式をほしいと言つたからといって、現実その所有者が提供しようとする林地といふものの実態からして必ずしも一番得な方式の範疇には入らないのだ。だから幾つかの種類はあっても、おのずから現地といふものについて見ましたときには、一般造林によるか、水源林造林によるか、または今度改正をされて付帯としていこうとする新しいこの官行造林法の付帯のところの形でやつてもらおうか、これは現地につけばわかるのだとお言いになると思うのですが、その点はどうですか。

は、その方法の中心的な進め方はやはり補助造林、補助金を交付いたします。で造林するという方式を中心に行ってみたいといふうに考えておるわけでありたいと、こう考えておるわけでありまして、いわゆる一般造林と申しまして、いわゆる一般経済林の造成を対象とした造林というふうにお考えいたいと思います。それは、いわば一般経済林の造成を対象とした造林といふうにお考えいたいと、こう思います。が、この中で融資による造林、これはやはり特定の大規模經營者等であります。補助金に由らずとも十分にやつておけるといふうのに對して融資による造林を考えておおむね一反歩以下のきわめて零細な業者等の産業備林的なものに對する造林の形式といふことで、限定して運営しておる現状であります。自力造林はいわゆる生産者等の産業備林的なものに對しては、補助金の交付を差し控えているといふ状況からいたしまして、そういうものに對しては自らの力造林以外にはないといふことでやつておるわけであります。この一般造林の中では何と言いましても補助造林でござります。補助造林でございますが、これは林地の生産力に相応いたしまして、いすれも補助率が高くなつておるということで、一般造林との間にそれぞれ補助金交付の間のバランスは十分にとれる計算の上に立つてやつておるわけでございます。ただここにいわゆる融資造林という形態で行われて参りまする官行造林なりあるいは部分林といふものが登場して来るわけであります。が、これらのはいわば特異のケー

時にやるということがこの施策を進めしていく上にきわめて便利だ、こういう対象に限定いたしたい、かように考えておるわけあります。もちろん官行造林でやることになりまするといふと、補植、手入れ等その後の保育一切を國の手でやって参るということになりまする関係上、そこに違つた造林方式による部分が加わつて参りまする場合におましましては、扱いはできるだけ單一にやつて参る必要がある。さらにそれをつけ加えることによりまして、營林局長の管理経営能力に支障を來すことのないよう、やはり同時にやつていくことで差しつかえないと、いうものの範囲のものをやはり取り入れて扱つて參りたい。こういうことで実態的に区分ができるよう考えておるわけであります。

○政府委員(石谷憲男君)　この水源林造成をいたします対象というの、御承知のように保安林整備臨時措置法に基きまして保安林整備契約といふのを現在作定をいたしておりますが、その中の一つの契約項目といたします。いすれもやはり重要水源地帯の奥地における造林事業といふことになるわけでござりますが、まあそのような意味合いからいたしまして、いうと、水源林造成の対象地自体が相當限定的なものであるということをまず第一にお考えいただきたいということと、それからだいまの一応五十町歩の後長い期間にわたります維持管理の上の関係を考慮しての大きさであるわけでございまして、従いましてやはり一対象地域といふものが五十町歩程度以上であれば官行造林の予定地として契約を進めて参りたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○三浦辰雄君　ちょっと今のこと聞か漏らしたんですが、どうなんですか。いわゆる水源涵養林というものをあわせてやつていく場合でも、一団地が一号ないし二号のものがとにかくつづいていなければというが、地理

的にくつついでいるなければ、飛び離れ
た三十ないし五十といふものははとらな
い、水源涵養としてあわせてやるとい
うふうにはとらないと、こういう考え
方ですか。

○政府委員(石谷憲男君) その介在あ
るいは近接しているものを含めまして、
主体はあくまでも国有林やあるいは部
落有林であるそれらの地域を含めて五
十町歩あればよろしい、こういうふう
に考えております。

○三浦辰雄君 そうすると、あの部分
は小さいけれども、水源涵養として造
林が必要であるということであり、そ
の近くにこの第一号、第二号のような
ものがあれば、あわせてそれを対象と
していくと、こういう趣旨だと解して
いいわけですね。

○政府委員(石谷憲男君) はい。

○三浦辰雄君 ここで私考えるのです
が、国有林野整備臨時措置法といふのが
たしか昨年の三月末で法律は終つた。
けれども町村合併促進法等での法律
の趣旨を援用していくわけですから、
まだあれが二年やそれくらいあると思
うのです。そこで幸い長官もおられる
のですが、一体あの整備法といふのは、
は、私ども法律を審議するに当つて、
うたつてあるように国有林野の管理經
営の立場から見て、自分の經營の立場
から見て不便であるものは、これを小
さい飛び地なんか売る、こういうふう
に思いきつておやりになつてそれが
まあ一般住民の、特に東北、北海道等
の住民の從来からの主張していた考え
方と違つていたので、すいぶん問題を
起しためんどうな法律の実施であつた
ようあります、あいつたもの
と、この官行造林といったものを新た

に拡張していく考え方とは、国有林の管理經營というただ単なる立場でなくして、造林を保続していくのだと、いろいろとが非常に大きく出ているから、そんなわずかな面積でもこの際やはり国有林関係の管理機構の中に入れていくべきだという結論に達したためにこの法律を出したんだと思うのですが、そこで町村合併促進法との関連においての国有林野整備臨時措置法はどういうふうに採用される考え方ですか、あわせてちょっとこの機会に聞きたい。一方においては造林というものを早く促進せんがために五十町歩、六十町歩で、あっても、また国有林野自体の經營からいえば非常に機構上不便だけれども、やはりあえて忍んでこれをやろうという、一方においては飛び地、団地というものは国有林の管理經營から見ると、まあある程度不便だということからして切ろうという法律を作り、その法律の促進法を政府としては援用されて、今まで運用の年限が残つている。それと兼ね合ってどういうふうにお考えになるか。私が聞きたいのは、町村合併促進法といふものでうたつてあるあの整備措置法の趣旨をどういうふうにまあ考えておられるかとす。これは、いいかげんなことを言つておくと、各市町村はこれはできるものだと思うようなことから、ずいぶん手間ひま使ってやつてあるいはそれを知らないために、できるものもそういった要望をしないで済ましてしまう、こういうようなことになりますから、この際考へておる点を明らかにしたいたら便利だと思うのです。

○政府委員(石谷憲男君) 備臨時措置法は、ただいま三浦委員からお話をありましたように、まあ国有林野として經營するを相当としないものということで一應あの売り払いをして、經營をしてもらつた方が一そろ適切なる經營ができるんじやないかという考え方があるが、この法律の前提になつておつたわけであります。昨年の三月末日をもあまゝて失効いたつたのでありまするが、この法律によつて運用いたしました結果が、果してそのような法律が意図いたしましたこと通りにいついて見るかどうかは別にいたしまして、法の建前はそこにあるたゞのように私ども考えておるわけであります。それからこの町村合併促進法によりまして、林野整備の例にならつて新しくまだ出る市町村の基本財産の造成のために、必要な場合に国有林野を一部売り払うという、こういうことで現にその措置をやっておるわけござりますが、この場合はあくまでもやはり新しくでき上ります市町村の将来の財政基礎といふやうなものを考えてみまして、いわゆる基本財産の造成ということが明らかに目的になつておるわけでござりますから、従つて私どもといつましても、国有林野整備の場合の例にならつてその売り払いを進めていくということを考えながらも、先の場合はあくまでも国有林野經營自体の観点からの扱いでありますし、あとの場合におきましては、あくまでもこの基本財産の造成という立場に立つの

少のニュアンスの違いといふものは当然持つてやつていかなければならぬといふように考えて実は実は実行いたしておるわけでござります。すなわち町村合併促進法に基きまするところの国有林野の売り払いは、あくまでもやはり基本財産の造成のためにこれを売り払うということであるわけでありますからして、今回の官行造林法をさらに一部改正をしていただきまして、仕事の対象を広げますると同時に、今後三十万町歩の目標を立ててやつておること自体も、造林促進をいたさなければならぬよろんな対象地域に対して最も効果ある方法によってその実を上げて参りたいといふうなりがりますと同時に、このこと自体もやはり市町村の基本財産の造成といふことに役立つような副目的は当初から含まれておるといふことに相なりますので、私どもいたしましては、両者の扱いの中には何ら基本的な考え方といふうなもののが違なり、対立があるわけではなくて、むしろ相互一体となりまして、その目的のために進み得るといふうに考えておるわけでございます。

条に五つあげておる。で今日契約の解除を希望してくる多くの理由といふのは、「公共団体自ラ造林地ノ經營ヲ為サムトスル場合ニ施テ經營ノ能力確実ナリ認メタルトキ」と、この認めるのは監督官庁である今、の營林局長が認めることではあります、が、經營の実力がある、植えてそろしてこれだけ生長して、もう十五年にもなって手入れの時代を過ぎたからいいのだ、こういったことで強く要望をしてくるので、そこでその營林局長あたりはそれを受けて調べると、いと、あにはからんや実はまだあるまことにそのせつかく植えた自分の部分を売ってしまう、そうちてまあその林地の兼併といふか、その上に立つておる権利の移動が行われる、という気配があるので、營林局長あたりはこれをお前さん經營ができると言ふうけれども、それはうそぢやないか、われわれはこういう情報も知つておる、それはせつかくここまで生長したのだから、がまんして持つておれ、そのことがあなたの長い間においてやがて町村の財政をしっかりとさせん非常な力になるのだから、持つておれ、こう言うのでありますけれども、なかなかか、いやそういうこともわかるけれども、とにかく經營ができるようになつたのだから売るといったようなことで、だいぶ悩まされておるということを聞いておるので、私はこういふようなことをいいかげんなことで解除するようなことになれば、新しくこれから三十万町歩を発足するに当つてもやっぱりその目的を完全に達成し得ないのじやないだろかといふ問題があるので、この点を一つ聞きたいのと、それからもう一つ私は聞きたい。それ

は官行造林といふものに対する國の責任の關係からして聞きたいのだけれども、同じく施行令の第四条の解釈と、その現在実行している運用です。どうですか。第四条は、また説明してもいいです。

○政府委員（石谷憲男君） 先の御質問に対しまして御回答申し上げます。お説の通り、施行令の第十二条によりまして、契約の解除に応ずることのできる場合が五つばかり規定してあります。まあ多くの場合、たゞいま三浦委員の御質問のありましたことに関連いたしまする事項は、第二号と第四号でござります。第二号の「公共団体自ラ造林地ノ經營ヲ為サムトスル場合ニ於テ經營ノ能力確實ナリト認ヌタルトキ」というこの条項を適用いたしまして、契約解除に応ずるというふうなことはほとんど事例があつておりません。むしろ非常に多いケースは第四番目の「公其団体造林地又ハ造林ニ係ル樹木ノ持分ヲ処分シタルトキ」ということでございまして、これは法の第四条によりまして、公共団体がその持分を処分する場合には國の承認を受けなければならぬということになつておられますからして、それを受けまして、公共団体は相手方と連署登名の上で営林局長のところに願書を提出してこの承認を受ける。まあこういう手続が規定がされておるわけであります。そこで私どももいたしましては、一般の地方財政の窮屈といふことの名によりまして、ただいまのお話のありますような解除要請のあるような場合におきましては、ほとんどの解除を受け付けるということをいたしておりますのであります。が、ただ特定な市

するよう措置すること、(四)林業関係公共事業を森林組合に積極的に委託して事業能力を培養すること、(五)森林組合に預貯金業務取扱いの道をひらき事業の活発化を図ること、(六)森林組合に対する法人税及び事業税を免除して経費負担を軽くする等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三三七号 昭和三十一年二月一日

受理 林産物の需給及び価格の適正化に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ
三七九全国山林種苗協 同組合連合会理事長
菅沼良太外二名

紹介議員 三浦辰雄君

林業を産業として正常に発達させるため、林産物の需給及び価格の適正化を図る必要があるから、(一)国有林の林産物の需給を調整すると共に価格操作を行つて林産物価格を安定させること、(二)林産物の輸出入には慎重を期し、需給並びに価格の適正基準を維持すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三三八号 昭和三十一年二月一日

受理 開拓行政の合理化に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ
三七九全国山林種苗協 同組合連合会理事長
菅沼良太外二名

紹介議員 三浦辰雄君

食糧増産の美名にかくれて幾多の不正な未墾地買収が実施され、しかも買収後の多くの開拓不適地は非生産的に放置されている現状であり、ために森

地奪取の暴挙に墮さざるよう善処せられたいとの請願。

第三三九号 昭和三十一年二月一日

受理 林道網の整備促進に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ
三七九全国山林種苗協 同組合連合会理事長
菅沼良太外二名

紹介議員 三浦辰雄君

森林の合理的な經營と健全なる育成のため、林道網の整備は必要不可欠のものであるが、予算僅少のため林道網計画の実現は到底不可能の現状であり、またこれに遺憾とするところであるから、林道開設計画が他に優先して急速かつ確実に実施されるよう国庫補助を増額されること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三四〇号 昭和三十一年二月一日

受理 林業災害補償制度の合理化に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ
三七九全国山林種苗協 同組合連合会理事長
菅沼良太外二名

紹介議員 三浦辰雄君

農村の火災及び林業従事者の労災につ

いては、政府の推進により保険制度を確立せられたばかりでなく、更に農地法の制定によつて農民相互の間に混亂と対立を激化させ、増産害保險制度を確立せられたい。また、森林火災保険及び林業労働灾害保険の保険料を輕減するよう善処せられたいとの請願。

第三四一號 昭和三十一年二月一日

受理 森林計画經費國庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ
三七九全国山林種苗協 同組合連合会理事長
菅沼良太外二名

紹介議員 三浦辰雄君

森林計画の適正なる運営と林業技術研究普及の徹底を期するために、(一)森林計画編成実行並びに研究普及に要する経費につき國庫補助額を大幅に増額すること、(二)林業經營指導員及び林業技術研究普及の整備拡充を図ること、(三)林業經營の集約化と森林生産の保護、培養のために間伐事業推進に有効な措置を講ずること、(四)林業試験研究施設を整備拡充すること、(五)法定病虫害指定の適用範囲を拡大すること等の実現を図られたいとの請願。

第三四二号 昭和三十一年二月一日

受理

農地改革行過ぎ是正に関する請願

紹介議員 三浦辰雄君
菅沼良太外二名
農村民主化と農業生産力増強の目的で遂行された農地改革は、占領政策の一

を消し、国家のためまことに深憂にたえぬところであるから、全國三百万の犠牲者を救済すると共に社会正義と國家百年の安泰を期するため、(一)解放農地に対し、現実に損害を訴える犠牲者には、適正なる國家補償を実施すること、(二)農地法の中には財産権を無視し、又地主圧迫を印象づけるような条文(例、第二十条)があり、常に所有者には、適正なる國家補償を実施すること、(三)農地法の付則が規定する農地に對し、現実に損害を訴える犠牲者には、適正なる國家補償を実施する権侵犯の不安を抱かしめ、農民相互の階級的対立を助長するよろんなところがあるから、すみやかに本法の全般的検討をせられたいとの請願。

第三四三号 昭和三十一年二月三日

受理

請願者 愛知県刈谷市大字野田
字北屋敷八八 福井六千六百八十名

紹介議員 森萬次君 青柳秀夫君

農地改革行過ぎ是正に関する請願 この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三四四号 昭和三十一年二月三日

受理

農地改草行過ぎ是正に関する請願

紹介議員 石坂豊一君
菅沼良太外二名
農村民主化と農業生産力増強の目的で遂行された農地改革は、占領政策の一

環としてもつぱら旧地主の一方的犠牲によるいたつたのであるが、林地並びに苗畑の風雪害害病虫害等については、なんらの保険制度もないから、これらは災害についても広範な林業災害保険制度を確立せられたい。また、森林火災保険及び林業労働灾害保険の保険料を輕減するよう善処せられたいとの請願。

第三四五号 昭和三十一年二月三日

受理

請願者 福島市中町六七福島県農業共済組合連合会
長助川良平

紹介議員 太村守江君

農村社会においては、信義と誠実は影互の間に混亂と対立を激化させ、増産害保險制度を確立せられたいとの請願。

第三四六号 昭和三十一年二月三日

受理

請願者 兵庫県龍野市龍野町一
箇一四 石原助治外
九千八百二十八名

紹介議員 鹿島守之助君
(保管飼料の買換及び交換)
第八条の二 政府は、その保管する輸入飼料の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合

第三四三号 昭和三十一年二月四日
受理 伝貧研究所設置に関する請願
請願者 福島市中町六七福島県農業共済組合連合会
長助川良平

において、必要があるときは、第五条第一項の規定にかかるわらず、当該輸入飼料を、その飼料と同一の品目で同一の数量の飼料に買ひ換え、又はこれと交換することができる。

2 前項の規定による買換のための売渡及び買入は、同時期に行わなければならない。

3 政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならぬ。

4 第一項の規定による買換又は交換によつて政府が取得した飼料は、この法律の適用については、輸入飼料とみなす。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「検査」の下に「並

く附則第六項中「飼料需給安定法ノ規定ニ依ル飼料ノ交換」を加え、同項後段を次のように改める。

コノ場合ニ於テ第二条、第三条及

第四条ノ三中「食糧及農産物等ノ

買入代金」「トアルハ「食糧、農産物等、

飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼

料ノ交換ニ伴フ支出し」ト、第六条

第一項中「食糧及農産物等ノ売渡

代金」「トアルハ「食糧、農産物等、

飼料及甜菜糖ノ売渡代金、飼料ノ

交換ニ伴フ収入」ト、「食糧及農產

物等ノ買入代金」「トアルハ「食糧、

農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代

金、飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、
「食糧及農産物等ノ買入売渡」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜
菜糖ノ買入売渡」ト、第六条ノ五
中「食糧及農産物等」トアルハ「食
糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト
讀替フルモノトス

昭和三十一年二月十八日印刷

昭和三十一年二月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局